

## 参 考 资 料



# 目 次

	頁
<b>1 職員給与関係</b>	
令和3年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の平均給与月額等	2
第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等	3
第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比	4
第4表 職員の扶養手当の支給状況	5
第5表 職員の管理職手当の支給状況	5
(1) 群馬県職員の給与に関する条例	5
(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例	5
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の通勤手当の支給状況	6
第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	7
(1) 行政職給料表	7
(2) 公安職給料表	9
(3) 研究職給料表	12
(4) 医療職給料表	13
(ア) 医療職給料表(一)	13
(イ) 医療職給料表(二)	14
(ウ) 医療職給料表(三)	15
(5) 福祉職給料表	17
(6) 高等学校等教育職給料表	18
(7) 小学校中学校教育職給料表	19
(8) 栄養職給料表	21
(9) 事務職給料表	22
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	23
(1) フルタイム勤務職員	23
(2) 短時間勤務職員	23

## 2 民間給与関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	24
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	25
第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	25
第13表 民間における職種別給与額等	26
第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	28
第15表 民間における初任給の改定状況	29
第16表 民間における給与改定の状況	29
第17表 民間における定期昇給の実施状況	29
第18表 民間における家族手当の支給状況	30
第19表 民間における在宅勤務手当の支給状況	30
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	30
第21表 民間における賞与等の支給状況	31
第22表 民間における定年制の状況	31
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	31
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	31

## 3 生計費関係

生計費の概要	32
第25表 費目別、世帯人員別標準生計費	33

## 4 労働経済関係

第26表 労働経済指標	34
-------------	----

## 5 人事院勧告等の概要

(1) 給与勧告の骨子	36
(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子	38
(3) 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子	40

# 1 職員給与関係

## 令和3年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号）、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和31年群馬県条例第41号）、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年群馬県条例第8号）及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年群馬県条例第62号）（以下「職員給与条例等」という。）の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 根拠法規

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項第1号及び第2号

### (3) 調査対象

職員給与条例等の適用を受ける群馬県の職員及び県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）（休職者、派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、臨時的に任用されている職員等を除く。）で令和3年4月1日に在職するもの

### (4) 調査時期

令和3年4月1日現在

### (5) 調査事項

#### ① 令和3年4月1日に在籍する者

##### ア 職員の経歴等に関する事項

(ア) 職名又は階級名 (イ) 性別 (ウ) 年齢 (エ) 学歴 (オ) 経験年数

##### イ 諸手当等に関する事項

(ア) 給料月額 (イ) 給料の調整額 (ウ) 教職調整額 (エ) 地域手当 (オ) 扶養手当

(カ) 管理職手当 (キ) 初任給調整手当 (ク) 住居手当 (ケ) 通勤手当

(コ) 単身赴任手当 (サ) 特殊勤務手当

(シ) 特勤勤務（へき地）手当（準ずる手当を含む。） (ス) 農林漁業普及指導手当

(セ) 義務教育等教員特別手当 (ソ) 定時制通信教育手当 (タ) 産業教育手当

##### ウ その他

(ア) 扶養親族 (イ) 管理職手当の受給者 (ウ) 住居の種類 (エ) 通勤方法

(オ) 単身赴任手当の受給者

#### ② 令和3年4月1日に在籍する再任用職員

第1表 職員の平均給与月額等

職員区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	地域手当	扶養手当	その他手当	計	対前年比
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円
県職員	11,693	42.4	20.4	349,349	9,403	10,376	13,105	382,233	△ 924
市町村立学校職員	8,887	43.1	20.5	366,973	9,487	7,169	16,355	399,984	△ 1,914
合計	20,580	42.7	20.5	356,960	9,440	8,992	14,509	389,901	△ 1,392
うち一般行政職員	4,715	43.8	21.9	339,265	9,239	8,987	15,226	372,717	△ 1,722

- (注) 1 「県職員」とは、知事部局（労働委員会事務局を含む。）、議会事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、警察本部、教育委員会事務局及び県立学校を含む教育機関等の職員（技能労務職員は除く。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
- 2 「市町村立学校職員」とは、県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
- 3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）をいう。
- 4 年齢は、令和3年4月1日現在における満年齢による（次表において同じ。）。
- 5 経験年数は、令和3年4月1日現在における「修学年数調整後の経験年数」の合計月数による（次表において同じ。）。
- 6 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
- 7 その他手当は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特地勤務手当等である（次表において同じ。）。
- 8 再任用職員は含まれていない（第9表までにおいて同じ。）。

第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等

給料表	区分	職員数			平均年齢	平均経年数	給料			地域手当	扶養手当	その他手当	計	平均扶養親族数
		男	女	計			給料月額	給料の調整額	教職調整額					
		人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円	人
県職員	行政職給料表	3,060	1,109	4,169	43.4	21.4	337,095	485	—	9,267	9,365	15,915	372,127	0.9
	公安職給料表	3,035	293	3,328	38.2	17.0	324,186	29	—	8,568	12,574	6,196	351,553	1.3
	研究職給料表	208	71	279	43.2	20.3	347,008	2,340	—	9,186	9,828	15,315	383,677	1.0
	医療職給料表(一)	15	6	21	42.7	18.7	422,110	10,767	—	76,171	3,214	271,589	783,851	0.4
	医療職給料表(二)	74	61	135	42.7	19.4	332,070	9,297	—	8,959	6,893	22,947	380,166	0.6
	医療職給料表(三)	5	53	58	41.3	18.0	320,929	167	—	8,348	4,052	13,844	347,340	0.3
	福祉職給料表	24	24	48	40.5	17.8	311,929	35,304	—	8,991	11,365	6,606	374,195	1.0
	高等学校等教育職給料表	2,116	1,243	3,359	45.3	22.8	374,925	3,138	13,939	10,151	10,269	14,480	426,902	1.0
	栄養職給料表	1	2	3	45.6	23.8	354,933	0	—	8,927	2,167	511	366,538	0.3
	事務職給料表	158	135	293	41.3	20.4	316,868	0	—	8,164	4,852	11,745	341,629	0.5
市町村立学校職員	高等学校等教育職給料表	26	48	74	44.7	22.1	383,193	11,017	14,315	10,514	8,872	12,219	440,130	0.8
	小学校中学校教育職給料表	3,904	4,491	8,395	43.1	20.5	355,453	952	12,285	9,539	7,261	16,919	402,409	0.7
	栄養職給料表	2	36	38	45.3	22.8	350,742	0	—	8,890	4,868	4,109	368,609	0.5
	事務職給料表	175	205	380	41.9	21.4	322,579	0	—	8,193	5,047	5,924	341,743	0.5
全給料表	12,803	7,777	20,580	42.7	20.5	348,392	1,230	7,338	9,440	8,992	14,509	389,901	0.9	

(注) 1 第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいない(以下同じ。)

2 「—」は、制度上支給されないことを示す。

第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比

区分 給料表	計		最終学歴別人員及び構成比								性別人員及び構成比				
			大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		男		女		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
県 職	行政職給料表	4,169	100.0	3,181	76.3	441	10.6	544	13.0	3	0.1	3,060	73.4	1,109	26.6
	公安職給料表	3,328	100.0	2,001	60.1	62	1.9	1,262	37.9	3	0.1	3,035	91.2	293	8.8
	研究職給料表	279	100.0	248	88.9	24	8.6	7	2.5	0	0.0	208	74.6	71	25.4
	医療職給料表(一)	21	100.0	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	71.4	6	28.6
	医療職給料表(二)	135	100.0	122	90.4	13	9.6	0	0.0	0	0.0	74	54.8	61	45.2
	医療職給料表(三)	58	100.0	57	98.3	1	1.7	0	0.0	0	0.0	5	8.6	53	91.4
	福祉職給料表	48	100.0	42	87.5	5	10.4	1	2.1	0	0.0	24	50.0	24	50.0
	高等学校等 教育職給料表	3,359	100.0	3,247	96.7	75	2.2	37	1.1	0	0.0	2,116	63.0	1,243	37.0
	栄養職給料表	3	100.0	2	66.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0	1	33.3	2	66.7
	事務職給料表	293	100.0	118	40.3	83	28.3	92	31.4	0	0.0	158	53.9	135	46.1
市町村立 学校職員	高等学校等 教育職給料表	74	100.0	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26	35.1	48	64.9
	小学校中学校 教育職給料表	8,395	100.0	8,189	97.5	206	2.5	0	0.0	0	0.0	3,904	46.5	4,491	53.5
	栄養職給料表	38	100.0	26	68.4	12	31.6	0	0.0	0	0.0	2	5.3	36	94.7
	事務職給料表	380	100.0	127	33.4	117	30.8	136	35.8	0	0.0	175	46.1	205	53.9
合計	20,580	100.0	17,455	84.8	1,040	5.1	2,079	10.1	6	0.0	12,803	62.2	7,777	37.8	

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。



### 第4表 職員の扶養手当の支給状況

区分		職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者			人 8,829	人 2,294	人 1,941	人 4,594
扶養親族数	配 偶 者		4,045	1,052	1,242	1,751
	子		13,436	3,310	3,096	7,030
	うち特定期間にある者		4,186	1,214	520	2,452
	父 母 等		559	185	41	333
	計		18,040	4,547	4,379	9,114
手当受給者1人当たり 平均扶養親族数			2.0	2.0	2.3	2.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 20,959	円 20,529	円 21,559	円 20,920

- (注) 1 「一般職員」とは、警察職員又は教育職員以外の職員をいう（第7表及び第8表において同じ。）。
- 2 「警察職員」とは、公安職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（1）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 3 「教育職員」とは、高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（2）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 4 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
- 5 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

### 第5表 職員の管理職手当の支給状況

(1) 群馬県職員の給与に関する条例

区分		職 種	計	一般職員	警察職員
受 給 者			人 812	人 739	人 73
	1種		15	15	0
	2種		28	17	11
	3種		0	0	0
	4種		45	33	12
	5種		147	97	50
	6種		214	214	0
	7種		111	111	0
	8種		252	252	0
	9種		0	0	0
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 68,411	円 66,374	円 89,027

(注) 「一般職員」とは、警察職員以外の職員をいう。

(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例

区分		職 種	計	一般職員	教育職員
受 給 者			人 1,204	人 32	人 1,172
	特種		4	0	4
	1種		53	0	53
	2種		160	0	160
	3種		545	12	533
	4種		395	20	375
	5種		47	0	47
手当受給者1人当たり 平均手当月額			円 51,282	円 45,588	円 51,437

(注) 「一般職員」とは、教育職員以外の学校職員をいう。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離			受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	500km以上 700km未満		
受給者	人 77	人 9	人 2	人 88	円 31,364

(注) 300km以上500km未満、700km以上の区分については、受給者が0人である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受給者		人 3,754	人 1,114	人 417	人 2,223
手当月額11,000円以下の受給者		15	1	0	14
手当月額11,100円以上27,000円未満の受給者		1,587	499	192	896
手当月額27,000円の受給者		2,152	614	225	1,313
手当受給者1人 当たり平均手当月額		円 25,399	円 25,080	円 25,344	円 25,568
配偶者の居住する借家・借間	受給者		人 6	手当受給者1人当たり 平均手当月額 円 27,000	

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受給者		人 19,168	人 5,033	人 2,822	人 11,313
交通機関等のみを使用する者		453	403	24	26
交通用具のみを使用する者		18,393	4,443	2,737	11,213
交通機関等と交通用具を併用する者		322	187	61	74
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 7,809	円 9,278	円 8,535	円 6,975

### 第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(1) 行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない職員に適用)

(単位：人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8		4							1
9									
10		1							
11		1							1
12		8	48						2
13			2						
14		1	8						5
15		2	3						5
16		17	81						2
17			4						1
18		5	4						2
19									2
20		12	59	1					
21			1						
22		3	22	2					
23		2	5	1					
24		14	4	59				2	
25			2	8				4	
26		6	46	15				3	
27			2	3				2	
28		92	16	68				8	
29		1	7	6				1	
30		13	4	14				2	
31			1	3					
32		84	64	55			4	1	
33		1	8	6			24	2	
34		10	16	15			24		
35			4	10			17		
36		68	5	51			19		
37		2	2	9			13		
38		11	3	16			23		
39		1	3	5			6		
40		12	1	49			5		
41			1	7			10		
42		2	2	17			5		
43		1	3	6			5		
44		3	2	42			5		
45		1	2	10				1	
46		2	1	10			1		
47		1	1	10			2		
48		1	3	22			3		
49			3	3			4		
50		3	3	9	13		3	1	
51				5	12		5	1	
52		1	2	19	12		1		
53		1		5	8		3	1	
54		2	4	13	20		8	1	
55		1		8	19		45	1	
56		2	1	21	16		35	1	
57				5	13		26	1	
58		3		12	29		7	2	
59		2	1	7	26	16	25		
60		1	3	15	22	13	28	1	

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61			5	19	13	13			
62		1	10	36	23	19			
63	1		6	31	29	31			
64			22	16	35	27			
65			6	21	30	22			
66		1	9	17	28	31			
67			9	11	40	24			
68		2	13	13	33	33			
69			4	11	24	15			
70			5	6	18	24			
71			3	6	36	26			
72	1	1	7	12	20	15			
73		1	6	2	25	23			
74			4	2	30	21			
75		2	2	1	51	18			
76		1	2	5	40	18			
77			3	6	36	13			
78	1		5	2	27	5			
79		1	4	3	38	7			
80			4	3	29	6			
81		1	3	8	33	10			
82			7	4	22	8			
83			6	1	31	5			
84			6		23	5			
85			5		34	19			
86			4		21				
87			1	4	30				
88			5	1	20				
89		1	8		28				
90			5	3	21				
91			3		35				
92			3	2	15				
93			3	18	158				
94			9						
95			4						
96			3						
97			4						
98			4						
99		1	2						
100			2						
101			2						
102			2						
103			2						
104			1						
105			2						
106			1						
107			2						
108			4						
109			1						
110			1						
111			1						
112			1						
113			10						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	401	470	888	454	1,105	624	180	26	21
							合計		4,169

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の場合は、空欄とした（第9表の各表において同じ。）。

(2) 公安職給料表  
(警察官に適用)

(単位：人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8		29								
9										
10										
11		10								
12		20								
13		1								
14		9								
15		8								
16		24								
17		3								
18		7								
19		8								
20		32								
21		3								
22		7								
23		9								
24		65								
25		2								
26		9								
27		10	3							
28		62	33							
29		5								
30		17	17							
31		14	4							
32		57	42							1
33		5	2							5
34		13	28							6
35		5	9	1						3
36		15	39	5						4
37		5	5	2						3
38		4	14	2	1					1
39		4	7	8						
40		5	25	12						
41		1	10	10	1					
42		4	20	10						
43		2	7	8						
44		5	27	13						
45		2	7	9	2				2	
46		1	21	20	1				1	
47			10	10	3	1			2	
48			23	14	2	11			4	
49			8	14	4	13			8	
50			20	23		20			2	
51			12	26	5	3			3	
52			17	26	3	13		3	3	
53			7	23	2	15			4	
54			18	25	5	11		2	2	
55			11	28	7	5		2	3	
56			17	22	4	7	4	4	1	
57			10	22	11	11	2	4		
58			11	22	7	18	4	3	3	
59			1	22	12	13	1	5	2	
60				27	14	16	7	4	1	

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61			1	15	23	9	3	1	8	
62			1	20	16	5	3	4		
63				25	20	8	4			
64				24	22	15	2	3		
65			1	18	10	9	1	1		
66				19	13	16	1	1		
67			1	17	19	15	2			
68			1	23	19	15	3	1		
69				19	14	12	3			
70				22	24	18	1	1		
71				21	13	13	3			
72				19	16	13	2			
73				24	18	10	2			
74				22	19	10	4			
75				22	22	10	3			
76				27	20	12	8			
77				17	18	12	8			
78				15	19	5	2			
79				9	8	9	1			
80				17	17	11	1			
81				18	2	7	2			
82				14	4	8	2			
83				1	4	7	4			
84				2	4	4	3			
85				4	3	4	1			
86		1			3	8				
87				1	5	3	4			
88					6	9	2			
89				1	4	3				
90					2	11				
91				2	4	3	4			
92				1	2	4	1			
93				4	4	1	32			
94					3	7				
95				2	4	5				
96				1	3	5				
97				1	2	135				
98					4					
99				1	3					
100					6					
101				1	3					
102				1	1					
103					4					
104				1	1					
105					2					
106				1	4					
107				1	2					
108				1	2					
109					1					
110					2					
111					2					
112				1	1					
113					2					
114				1	3					
115					5					
116					1					
117					5					
118				1	1					
119					2					
120				1	2					
121					3					
122				1	7					
123					3					
124					6					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
125				44					
126									
127									
128			1						
129									
130									
131			1						
132			1						
133			1						
134			1						
135			1						
136			2						
137			1						
138			1						
139			1						
140			1						
141		15							
142									
143									
144									
145		1							
計	482	492	890	615	608	130	39	49	23
								合計	3,328

(3) 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員に適用)

(単位：人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4		3			
5					
6		1			
7					
8		1			
9					
10		1			
11					
12	1	5			
13					
14					
15					
16	3				
17					
18					
19					
20	2	1			
21					
22		1			
23					
24		4			
25					
26	2				1
27					1
28		6			
29					2
30					1
31					2
32	1	3			1
33		1			
34		7			
35		1			
36		4			
37		1			
38		1			1
39					
40		8			
41					
42			1		
43					
44		1			
45			1		
46			1		
47			2		
48		3	3	2	
49			2	3	
50		1	2		
51			3	2	
52		4	1		
53			2	1	
54		1			
55			1	2	
56		4	1		
57			1	1	
58		2		1	
59				1	
60		6	1	3	

号給 \ 級	1	2	3	4	5
61			4	4	
62		2	6	2	
63		2	3	1	
64		3	1	3	
65		2	3	1	
66			2	4	
67		2	3	3	
68		7	1	2	
69			1	2	
70		1	1		
71			4		
72				1	
73			1		
74			3		
75			4		
76		1	2		
77			4		
78		1	1		
79			1		
80		3	1		
81					
82					
83		2	1		
84		1	4		
85			2		
86		2			
87		1	3		
88		2	9		
89		2	21		
90		2			
91		1			
92		2			
93					
94					
95					
96		2			
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103		1			
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	9	114	108	39	9
合計					279



(4) 医療職給料表

(ア) 医療職給料表 (一)

(保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	5			
9				
10				
11				
12	3			
13				
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33		1		
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47		1		
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
61				
62				
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79			1	
80			1	
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			6	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	8	3	9	1
			合計	21

(イ) 医療職給料表 (二)

(保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		1						
9								
10								
11								
12		2						
13								
14		1						
15								
16		3						
17								
18								
19								
20		1						
21								
22								
23								
24		8						
25								
26		1						
27								
28		3						
29								4
30								
31		3						
32		4						
33								
34		2						
35		1						
36			1					
37								
38		1	2					
39		1						
40		1	3					
41			1					
42								
43								
44		3						
45		1	1					
46			1					
47								
48			4		1			
49			1					
50								
51					3		4	
52			1		1			
53							2	
54					1		1	
55					2			
56			2	1			1	
57								1
58			1					
59								
60								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61								
62							1	
63							4	
64				1	1		1	
65						1	1	
66							1	
67							1	
68							2	
69			1				3	
70							3	
71						1	1	
72				2				
73						2	2	
74				1		1		
75						1	1	
76				1		2	2	
77						1		
78								
79							4	
80								
81								
82								
83						2		
84								
85				1				
86								
87								
88								
89						3		
90						1		
91						2		
92						2		
93						7		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	37	19	7	9	30	29	4
							合計	135

(ウ) 医療職給料表（三）

（保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		1						
13								
14		1						
15		1						
16		3						
17								
18								
19								
20		3						
21								
22		1						
23								
24								
25								
26								
27								
28		1						
29								
30			2					
31								
32		1						
33								
34			1					
35			1					
36		2						
37								
38								
39		1						
40		1						
41								
42		2	1					
43		1						
44								
45								
46								
47								
48		2					3	
49							3	
50			3				1	
51								
52							1	
53								
54			1					
55			1					
56								
57					1			
58								
59						1		
60								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67							1	
68								
69								
70								
71							2	
72								
73								
74							1	
75								
76							1	
77								
78							1	
79							1	
80								
81								
82								
83								
84								
85							1	
86								
87								
88								
89								
90								
91							1	
92							1	
93							7	
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計	0	21	10	0	1	18	8	0
							合計	58

(5) 福祉職給料表

(児童福祉施設等に勤務し、入所者等の指導、保育等に従事する職員に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12			1				
13							
14							
15							
16							
17			1				
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		2					
25							
26							
27		1					
28		1	1				
29							
30		1					
31							
32							
33							
34							
35		1					
36			1				
37							
38			2				
39							
40			2				
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49					1		
50							
51							
52							
53			1		1		
54							
55			1				
56							
57						1	
58							
59							
60				1			
61					1		
62						1	
63							
64				1	1		
65			1	1			
66							
67							
68			2				
69							
70				1			
71							
72			2	1	1		
73							
74					1		
75			1		1		
76				1			
77							
78			1	1			
79			1				
80							

号給	級	1	2	3	4	5	6
81							
82						1	
83						1	
84				1			
85							
86							
87							
88						1	
89				1			
90							
91							
92							
93						1	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108					1		
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
計		6	21	8	11	2	0
						合計	48

(6) 高等学校等教育職給料表

(高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手等に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4			14		
5					
6			4		
7					
8			13		
9			1		
10			6		
11			1		
12			28		
13					
14			6		
15			1		
16			33		
17					
18			7		
19			2		
20			21		
21			1		
22			7		
23			29		
24			27		
25			2		
26			4		
27			6		
28			32		
29			14		2
30			13		1
31			3		5
32			32		6
33			5		8
34			11		5
35			11		12
36	1		21		9
37			9		6
38	1		6		4
39			9		3
40			34		2
41			6		23
42			14		
43			11		
44	1		13		
45			38		
46			6		
47			6		
48	1		3		
49			43		
50	1		3		
51			11		
52			6		
53		2	44		
54		2	10		
55		1	19		
56			18		
57			37		
58	1		11		
59			10		
60	1		6		
61			3		
62			3		
63			3		
64	1		9	3	
65		2	38	5	
66		1	8	8	
67			20	3	
68		1	6	10	
69		2	32	9	
70		1	7	5	
71		3	16	10	
72			15	5	
73		1	30	4	
74		3	10	2	
75		2	17	6	
76		2	11	3	
77		1	26	3	
78		4	15	2	
79		2	11	2	
80		1	16	6	

号給	級	1	2	3	4
81		2	7	24	
82		2	6		
83			7		
84			12		
85			32		
86			12		
87		1	13		
88			16		
89		1	30		
90			14		
91		1	25		
92		1	13		
93		1	36		
94			13		
95		2	23		
96		1	10		
97			29		
98		1	12		
99		1	14		
100			13		
101		1	4		
102			8		
103		1	9		
104			16		
105			46		
106			14		
107		2	23		
108		1	19		
109		2	35		
110		3	19		
111			26		
112		2	17		
113		1	33		
114		2	10		
115			27		
116		1	17		
117		3	26		
118		1	9		
119			23		
120		1	16		
121		4	6		
122		1	15		
123		1	11		
124			40		
125		1	17		
126		1	32		
127		1	20		
128		1	42		
129			7		
130		1	38		
131		1	18		
132		2	46		
133			23		
134		1	24		
135		2	19		
136			52		
137		2	33		
138			37		
139			46		
140		2	59		
141		2	84		
142			136		
143			148		
144		1	171		
145		1	96		
146		3	56		
147			43		
148			19		
149			15		
150			4		
151		1	4		
152					
153		14	1		
計		117	3,120	110	86
合計					3,433

(7) 小学校中学校教育職給料表

(小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16		141		
17				
18		12		
19		3		
20		152		
21		3		
22		29		
23		7		
24		159		11
25		1		30
26		35		54
27		7		51
28		164		38
29		2		45
30		27		31
31		14		14
32		61		23
33		7		13
34		17		15
35		115		11
36		62		9
37		19		9
38		23		10
39		29		5
40		160		7
41		12		81
42		34		
43		21		
44		130		
45		13		
46		36		
47		40		
48		126		
49		24		
50		24		
51		23		
52		121		
53		19		
54		38		
55		22		
56		15		
57		117		
58		11		
59		36		
60		23		

級 号給	1	2	3	4
61		106		
62		17		
63		37		
64		17		
65		124		
66		14		
67		32		
68		26		
69		111		
70		10		
71		45		
72		32		
73		97		
74		20		
75		33		
76		26		
77		11		1
78		10		1
79		15		2
80		11		14
81		80		17
82		22		11
83		36		29
84		30		52
85		99		21
86		22		18
87		41		48
88		41		38
89		82		10
90		26		12
91		36		48
92		41		20
93		76		6
94		29		14
95		24		20
96		27		11
97		10		79
98		7		
99		18		
100		18		
101		87		
102		29		
103		42		
104		38		
105		57		
106		35		
107		44		
108		44		
109		52		
110		22		
111		40		
112		25		
113		14		
114		13		
115		15		
116		26		
117		57		
118		26		
119		41		
120		40		

級 号給	1	2	3	4
121		43		
122		31		
123		45		
124		32		
125	1	54		
126		29		
127		51		
128		31		
129		42		
130		21		
131		29		
132		20		
133		13		
134		20		
135		22		
136		34		
137		25		
138		56		
139		34		
140		56		
141		22		
142		34		
143		41		
144		60		
145		30		
146		52		
147		48		
148		87		
149		81		
150		87		
151		124		
152		170		
153		206		
154		295		
155		273		
156		286		
157		167		
158		126		
159		57		
160		39		
161		24		
162		12		
163		2		
164		4		
165		10		
計	1	7,465	472	457
			合 計	8,395



(8) 栄養職給料表

(学校に勤務する学校栄養職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34		1				
35						
36						
37						
38						
39			1			
40			1			
41						
42						
43						
44			1			
45						
46						
47						
48			1			
49						
50						
51						
52					2	
53						
54					1	
55						
56			1		1	
57						
58				1	1	
59						
60			1			

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
61						
62						
63						
64						
65				1		
66						1
67			1			
68			4	1		
69						
70						
71			1			
72			1			
73						1
74			1			
75						
76						
77						1
78						1
79						2
80						
81						1
82						3
83						
84						1
85						
86						
87						1
88						
89						
90						
91						
92						
93						6
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	0	1	14	3	5	18
					合計	41

(9) 事務職給料表

(学校に勤務する事務職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12	2						
13							
14		3					
15							
16	7	11					
17		2					
18	6	7	1				
19		1					
20	5	1					
21		2					
22	3	3	3				
23		1					
24	9	13	4				
25							
26	8	1	7				
27		1					
28	13	10	10				
29		1	1				
30	12	13	4				
31	1	1	1				
32	9	8	3				
33	2						1
34	8	3	5				1
35	1		1				1
36	4		3				
37	1		1				
38	13	2	5				
39	1						
40	6		5				
41			1				
42			3				
43							
44			7				
45			2				
46			2				
47			2				
48			4				
49			1				
50			5				
51							
52			3	2			
53				1			
54			2	1		5	
55			1	2		4	
56				3		4	
57			1	4		4	
58						2	
59			2			4	
60			3	6	6	2	
61			1	4	4	1	
62			2	3	3	2	
63				2	6	5	
64			3	2	5	3	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65				4	5		
66			9	6	4	3	
67			1		15	2	
68			1		8	1	
69			1	2	4		
70			1	1	5	1	
71					8	1	
72			2		6		
73			1		10	2	
74			1		6	1	
75			1		10	3	
76			2		6		
77					7	1	
78			1		4		
79					3		
80				1	9		
81					5		
82					6		
83					5		
84			1		7		
85					10		
86					3		
87					14		
88					6		
89					6		
90					10		
91					10		
92					8		
93					34		
94							
95							
96							
97							
98			1				
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	111	84	122	44	258	51	3
						合計	673

### 第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

#### (1) フルタイム勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	22			7	15						
公安職給料表	41			12	28	1					
研究職給料表	3		1	2							
医療職給料表(一)	0										
医療職給料表(二)	16					16					
医療職給料表(三)	1				1						
福祉職給料表	0										
高等学校等教育職給料表	233	2	231								
小学校中学校教育職給料表	396		396								
栄養職給料表	1			1							
事務職給料表	39			39							
給料表計	752										
60歳	328										
61歳	241										
62歳	165										
63歳	12										
64歳	6										

(注) 該当人員が0人の場合は、空欄とした(次表において同じ。)

#### (2) 短時間勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	125		4	28	93						
公安職給料表	0										
研究職給料表	9			9							
医療職給料表(一)	0										
医療職給料表(二)	8				2	6					
医療職給料表(三)	9				1	8					
福祉職給料表	0										
高等学校等教育職給料表	1		1								
小学校中学校教育職給料表	2		2								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	154										
60歳	60										
61歳	53										
62歳	41										
63歳	0										
64歳	0										

## 2 民間給与関係

### 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県及び政令指定都市の各人事委員会

#### (3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 847事業所  
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。
- ② 調査対象職種 54職種（一般行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

#### (4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から179事業所を無作為に抽出し調査を行った。  
調査完了事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が7,220人（初任給関係 471人、初任給関係以外 6,749人）であり、その他の職種が247人（初任給関係 17人、初任給関係以外 230人）である。  
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は44,565人であり、このうち、一般行政職相当職種は42,046人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		147	64	56	27
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 業 採 取 業 , 建 設 業		5	1	3	1
製 造 業		84	35	33	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業		19	9	7	3
卸 売 業 , 小 売 業		11	9	2	0
金 融 業 , 保 険 業、不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		5	4	1	0
教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉、サ ー ビ ス 業		23	6	10	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が31所あった。
- 2 調査対象事業所179所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた178所に占める調査完了事業所147所の割合(調査完了率)は、82.6%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	216,747	223,702	208,411	* 206,995
	大学卒	199,157	204,865	194,207	191,543
	短大卒	177,161	181,387	173,657	172,828
	高校卒	164,645	166,654	163,776	171,258
新 卒 技 術 者	大学院修士課程修了	221,363	226,636	212,356	* 223,667
	大学卒	203,553	206,109	201,803	198,667
	短大卒	179,687	182,936	178,044	173,727
	高校卒	166,456	166,695	166,884	164,444
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学院修士課程修了	219,143	225,245	210,510	214,140
	大学卒	200,980	205,370	197,581	194,058
	短大卒	178,307	182,075	175,690	173,240
	高校卒	165,490	166,674	165,219	162,872

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「\*」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

### 第13表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって		(A) - (B)	
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支 店 長	4	52.0	706,604	36	706,568	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	18	54.2	686,266	33	686,233	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	128	52.9	631,629	2,505	629,124	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	182	53.2	687,294	1,271	686,023	同 上
事 務 部 次 長	53	50.7	514,101	3,203	510,898	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
技 術 部 次 長	37	51.5	582,016	369	581,647	同 上
事 務 課 長	295	50.2	531,310	6,076	525,234	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
技 術 課 長	422	49.8	545,924	4,900	541,024	同 上
事 務 課 長 代 理	128	45.9	531,646	57,775	473,871	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	62	44.6	495,435	55,136	440,299	同 上
事 務 係 長	551	45.8	433,744	63,401	370,343	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	609	45.5	481,735	85,721	396,014	同 上
事 務 主 任	516	41.4	364,220	41,370	322,850	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長-係員間)
技 術 主 任	567	40.7	414,646	72,208	342,438	同 上
事 務 係 員	1,512	36.4	291,125	31,723	259,402	
技 術 係 員	1,665	34.1	323,196	52,872	270,324	

- (注) 1 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって		(A) - (B)		
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
		人 歳	円	円	円		
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	3	60.2	787,047	0	787,047	
	大学教授	37	56.9	639,577	0	639,577	
	大学准教授	22	46.5	530,413	0	530,413	
	大学講師	17	52.8	423,623	0	423,623	
	大学助教	15	46.0	392,203	0	392,203	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高等学校教諭	27	46.3	406,420	9,569	396,851	
研究関係職種	研究所長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	17	54.7	668,206	2,587	665,619	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	6	46.9	479,151	14,853	464,298	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	11	47.3	507,805	22,507	485,298	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	57	43.6	459,986	40,358	419,628	
	研究補助員	16	26.9	297,449	37,033	260,416	
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	—	—	—	—	—	
	用務員	—	—	—	—	—	

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下その3において同じ)。

その3 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって		(A) - (B)		
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
事務・技術関係職種	支店長・工場長	人	歳	円	円	円	その1の備考欄参照
	事務・技術部長	9	63.5	448,350	18,505	429,845	
	事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
	事務・技術課長	14	61.6	358,809	12,401	346,408	
	事務・技術課長代理	-	-	-	-	-	
	事務・技術係長	11	61.8	387,050	34,619	352,431	
	事務・技術主任	*	*	*	*	*	
	事務・技術係員	317	63.1	260,824	15,303	245,521	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	課長		
7級	課長代理	課長	課長
6級			
5級	係長	課長代理	課長代理
4級			
3級			
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。



第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	項 目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		大 学 卒	56.2%	(29.0%)	
高 校 卒	49.0%	(30.0%)	(68.5%)	( 1.5%)	51.0%

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		30.1%	20.2%	0.9%	48.9%
課 長 級		29.0%	15.8%	0.9%	54.3%

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
 2 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100とならない場合がある。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項 目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定 期 昇給中止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
		係 員	89.7%	85.5%	27.7%		
課 長 級	76.2%	74.1%	23.8%	8.9%	41.5%	2.1%	23.8%

- (注) 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第18表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		79.2%
配偶者に家族手当を支給する		(81.3%)
家族手当制度がない		20.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,829円
	配偶者と子1人	18,582円
	配偶者と子2人	23,816円

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第19表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
42.0%	(38.4%)	(61.6%)	58.0%

(注) ( )内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
30.3%	69.7%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 ( 非 役 員 )	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
51.0%	49.0%	48.2%	51.8%	47.8%	52.2%

第21表 民間における賞与等の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半年(A <sub>1</sub> )
	上半年(A <sub>2</sub> )	349,436円	279,414円
賞与等の支給額	下半年(B <sub>1</sub> )	753,268円	536,656円
	上半年(B <sub>2</sub> )	744,433円	550,560円
賞与等の支給割合	下半年(B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.17月分	1.93月分
	上半年(B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.13月分	1.97月分
年間の平均		4.30月分	3.90月分

(注) 下半年とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半年とは同年2月から年7月までの期間をいう。  
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	85.8%	14.2%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

項目	区分	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額		
課長級		50.7%	35.4%	49.3%
非管理職		43.8%	41.1%	56.2%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
61.6%	69.8%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係

#### 生計費の概要

標準的な生活の水準を求めため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和3年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の令和3年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と前橋市の令和3年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

(注) 家計調査の前橋市における集計世帯数は56世帯

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和3年4月、前橋市)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	31,150	49,940	58,300	66,670	75,040
住居関係費	35,720	43,500	37,450	31,410	25,360
被服・履物費	5,310	5,980	7,490	9,000	10,510
雑費Ⅰ	19,210	41,520	51,420	61,320	71,340
雑費Ⅱ	10,400	30,640	29,940	29,280	28,630
計	101,790	171,580	184,600	197,680	210,880

## 4 労働経済関係

### 第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 総実労働時間数 (調査産業計)		③ きまって支給する給与 (調査産業計)				④ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑤ 常 用 指 数 (調 査 産 業 計)
	うち所定内給与					う ち 所 定 外 労 働 時 間 数	うち所定内給与					う ち 所 定 外 労 働 時 間 数	
	全 国												群 馬 県
	(千円)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)	前年度比 ・前年 同月比 (%)
令和元年度	296.1	0.1	271.1	0.2	144.2	12.3	268.4	△ 4.5	240.6	△ 4.5	148.6	13.2	△ 1.0
令和2年度	293.3	△ 1.0	271.5	0.1	140.0	10.6	270.1	0.6	246.6	2.5	144.4	11.9	△ 4.6
令和2年4月	295.7	△ 1.3	272.9	△ 0.1	143.8	10.5	272.0	1.1	249.3	3.4	148.0	11.7	△ 5.9
5月	287.2	△ 2.6	268.6	△ 0.3	126.9	8.6	264.8	△ 0.5	245.9	3.1	128.0	9.1	△ 4.7
6月	290.9	△ 2.2	272.2	△ 0.1	141.3	9.3	269.5	0.0	249.9	3.2	147.7	10.2	△ 4.9
7月	292.7	△ 1.3	272.2	0.2	145.8	10.3	267.2	△ 1.2	245.3	1.0	148.0	11.3	△ 5.6
8月	291.1	△ 1.6	269.9	△ 0.4	133.7	9.9	267.4	0.4	245.1	2.9	133.9	10.5	△ 4.1
9月	292.9	△ 1.0	271.7	0.0	140.6	10.7	271.4	1.6	247.8	3.3	147.2	12.3	△ 3.3
10月	296.3	△ 0.7	273.8	0.3	147.4	11.3	273.3	0.8	247.4	1.6	150.6	13.1	△ 3.8
11月	294.2	△ 1.2	271.1	△ 0.3	143.4	11.4	270.6	△ 0.3	245.1	1.0	149.5	12.8	△ 7.2
12月	295.0	△ 0.7	271.9	0.1	142.3	11.5	275.2	1.8	249.8	2.9	148.7	13.3	△ 7.1
令和3年1月	293.0	0.0	270.0	0.4	135.1	11.0	266.5	△ 0.9	244.8	0.2	139.7	12.8	1.7
2月	292.8	△ 0.3	269.9	0.3	135.4	11.1	267.9	△ 0.6	246.5	1.0	146.1	12.1	0.4
3月	297.3	1.1	273.7	1.5	145.1	12.0	270.4	△ 0.5	248.3	1.3	152.4	13.6	△ 0.1
4月	300.3	1.6	275.9	1.1	150.4	12.1	272.8	0.3	249.9	0.2	155.9	13.6	2.7
5月	294.9	2.6	272.1	1.4	136.0	11.1	269.6	1.9	248.6	1.1	138.9	12.1	2.2
6月	297.2	2.1	274.4	0.8	146.9	11.4	271.8	0.8	250.9	0.4	154.0	12.7	1.2
資料出所	厚生労働省 「毎月勤労統計調査」						群馬県総務部 「毎月勤労統計調査地方調査」						

(注) 1 ①、③、⑤、⑧、⑨及び⑩は平成27年基準 (⑧の令和3年5月及び6月は令和2年基準) である。

2 ①、②、③、④及び⑤は事業所規模30人以上の数値である。

3 ③、④、⑦及び⑩の令和元年度、2年度の欄は、それぞれ令和元暦年、2暦年の数値である。

⑥ 有効求人率 (季節調整値)		⑦ 消費支出 (名目)								⑧ 消費者物価 指数 (総合)		⑨ 国内 企業 物価 指数	⑩ 鉱工業 生産 指数
		二人以上の世帯				うち勤労者世帯							
全国	群馬県	全国		前橋		全国		前橋		全国	前橋	全国	群馬県
(倍)	(倍)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年度比 ・前年 同月比 (%)	前年比 ・前年 同月比 (%)
1.55	1.64	293.4	2.1	267.6	0.7	323.9	2.7	292.5	△ 1.6	0.5	0.6	0.1	△ 4.4
1.10	1.18	277.9	△ 5.3	289.1	8.0	305.8	△ 5.6	331.4	13.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.4	△ 7.1
1.30	1.50	267.9	△ 11.0	278.1	△ 2.5	303.6	△ 9.9	336.2	△ 3.3	0.1	△ 0.4	△ 2.5	△ 2.7
1.18	1.33	252.0	△ 16.2	226.1	△ 14.9	280.9	△ 15.5	256.1	△ 5.7	0.1	△ 0.7	△ 2.7	△ 38.8
1.12	1.19	273.7	△ 1.1	306.9	25.6	298.4	△ 3.3	361.9	41.6	0.1	△ 0.5	△ 1.6	△ 23.7
1.09	1.14	266.9	△ 7.3	317.3	25.2	288.6	△ 10.1	366.5	35.0	0.3	△ 0.1	△ 1.0	△ 13.7
1.05	1.10	276.4	△ 6.7	361.0	42.8	304.5	△ 6.5	436.6	65.4	0.2	△ 0.1	△ 0.6	0.0
1.04	1.10	269.9	△ 10.2	308.0	4.8	304.2	△ 7.7	365.2	8.7	0.0	△ 0.5	△ 0.8	△ 2.2
1.04	1.12	283.5	1.4	278.8	1.9	312.3	2.3	308.8	3.7	△ 0.4	△ 0.6	△ 2.1	5.9
1.05	1.13	278.7	0.0	255.5	2.8	305.4	0.5	286.7	12.3	△ 0.9	△ 1.1	△ 2.3	△ 8.4
1.05	1.12	315.0	△ 2.0	283.7	△ 4.5	333.8	△ 3.4	306.0	△ 4.1	△ 1.2	△ 1.3	△ 2.0	△ 15.0
1.10	1.16	267.8	△ 6.8	244.9	△ 15.5	297.6	△ 4.8	267.9	△ 18.9	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.5	△ 8.2
1.09	1.16	252.5	△ 7.1	249.9	△ 2.2	280.8	△ 7.4	256.6	△ 8.7	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.6	10.0
1.10	1.15	309.8	6.0	307.0	△ 0.7	344.1	6.7	326.2	△ 4.4	△ 0.2	△ 0.2	1.2	6.3
1.09	1.19	301.0	12.4	279.6	0.5	338.6	11.5	302.2	△ 10.1	△ 0.4	△ 0.5	3.9	△ 10.0
1.09	1.22	281.1	11.5	293.7	29.9	317.7	13.1	313.0	22.2	△ 0.8	△ 0.8	5.1	45.0
1.13	1.27	260.3	△ 4.9	305.2	△ 0.5	281.2	△ 5.8	335.1	△ 7.4	△ 0.5	△ 0.6	5.0	32.4
厚生労働省 「職業安定 業務統計」		総務省 「家計調査」										日本銀行 「企業 物価 指数」	群馬県 総務部 「群馬県 鉱工業 指数」

## 5 人事院勧告等の概要

### (1) 給与勧告の骨子

#### 給与勧告の骨子

##### ○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分） ～

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 〔公務の支給月数 4.45月〕

##### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月（支給済み）	1.125月（現行1.275月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日



### 3 その他の取組

#### (1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

#### (2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

#### (3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

### 4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

## (2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

### 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

#### 1 人材の確保及び育成

##### 【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

##### 【対応】

##### (1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

##### (2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

##### (3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

##### (4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

##### (5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

#### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

##### 【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

##### 【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

### 3 良好な勤務環境の整備

#### 【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

##### (3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

##### (4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

#### 【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

#### 【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

### (3) 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

#### 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

#### 1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

#### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

##### (1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

##### (2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止  
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

#### 3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日